

令和3年4月8日

保護者のみなさまへ

大阪府立東大阪支援学校
校長 室田 澄江

非常変災時（主として台風等）における措置について（お知らせ）

非常変災時（主として台風等）のときには、下記の通りの措置を取りますのでお知らせします。

記

- 1、午前7時現在、『特別警報』または『暴風警報』が **大阪府全域** もしくは **東部大阪** に発令されている場合は、臨時休業とします。（ラジオやテレビ等の報道にご注意ください。
*臨時休業の場合は、緊急連絡メールや本校ホームページの『緊急連絡』でもお知らせします。
- 2、警報に至らない時や警報が解除された後でも、安全な通学に支障があると判断した場合は臨時休業の措置をとることがあります。
*この場合も、緊急連絡メール（マチコミメール）本校ホームページの『緊急連絡』でもお知らせします。
- 3、通常通りの授業をする場合でも、ご家庭や児童・生徒の状況等により安全な通学に支障があると判断されるときには、登校をお控えください。（その旨の連絡をお願いします）
- 4、『大雨警報』『大雨・洪水警報』『大雪警報』では臨時休業にはなりません。ご家庭や児童・生徒の状況等により安全な通学に支障があると判断されるときには、登校をお控えください。（その旨の連絡をお願いします）
- 5、その他、状況に応じて適切な措置を取りますのでご理解のほどよろしくをお願いします。